

1. 対応方針別表1の該当部分

番号	830
事項名	特別免許状の授与権者として市町村教育委員会の追加
規制の特例措置の概要	市町村において、地域の特性に応じた教育を行う必要等がある場合、当該市町村が給与等を負担しその教育委員会が任命しようとする教員や、市町村の特区内において学校の設置主体となった株式会社やNPO法人が雇用しようとする教員(市町村が設置認可する学校の教員)に、特別免許状の授与が必要と認めるとき、当該教育委員会も授与権者となることを可能とする。

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

特定事業の名称	市町村教育委員会による特別免許状授与事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	教育職員免許法第5条第6項、第9条第2項、第10条第2項、第20条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<ul style="list-style-type: none"> ・免許状の授与権者は都道府県教育委員会とされている。 ・特別免許状は授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有する。 ・免許状の免許管理者は都道府県教育委員会とされている。 ・免許状に関して必要な事項は、教育職員免許法等のほか、都道府県教育委員会規則で定める。
特例措置の内容	<p>1. 市町村の教育委員会が、構造改革特別区域法第12条第1項に規定する特別の事情、同法第13条第1項に規定する特別の需要、同法第17条第1項に規定する周辺の地域に比して教育上特に配慮が必要な事情その他当該市町村が設定する構造改革特別区域における教育上の特別の事情に対応するため、以下の から に掲げる者に特別免許状を授与する必要があると認める場合において、当該市町村が内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、教育職員免許法第5条第6項、第9条第2項、第10条第2項、第20条及び別表第3は、以下のとおりとする。</p> <p>構造改革特別区域法第12条第1項の規定により内閣総理大臣の認定を受けている市町村の長が学校教育法第4条第1項の 規定による設置の認可を行った学校を設置する学校設置会社が、当該学校の教育職員に雇用しようとする者</p> <p>同法第13条第1項の規定により内閣総理大臣の認定を受けている市町村の長が学校教育法第4条第1項の規定による設置の認可を行った学校を設置する学校設置非営利法人が、当該学校の教育職員に雇用しようとする者</p> <p>同法第17条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により内閣総理大臣の認定を受けていることその他その設定する構造改革特別区域における教育上の特別の事情により、市町村がその給料その他の給与又は報酬等を負担して、当該市町村の教育委員会が教育職員に任命しようとする者</p> <p>第5条第6項 免許状は、都道府県の教育委員会(構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第19条第1項の規定による認定を受けた市町村の教育委員会が同項各号に掲げる者に授与する特別免許状(以下「特例特別免許状」という。))にあつては、当該市町村の教育委員会。以下「授与権者」という。)が授与する。</p>

第9条第2項 特別免許状(特例特別免許状を除く。)は、その免許状を授与した授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有する。ただし、特例特別免許状は、その免許状を授与した授与権者の置かれる市町村においてのみ効力を有する。

第10条第2項 前項の規定により免許状が失効した者は、すみやかに、その免許状を免許管理者(当該免許状(特例特別免許状を除く。))を有する者が教育職員である場合にあつてはその者の勤務する学校の所在する都道府県の教育委員会、当該者が教育職員以外の者である場合にあつてはその者の住所地の都道府県の教育委員会をいい、当該免許状が特例特別免許状である場合にあつてはその免許状を授与した市町村の教育委員会をいう。以下同じ。)に返納しなければならない。

第20条 免許状に関し必要な事項は、この法律及びこの法律施行のために発する法令で定めるものを除くほか、都道府県の教育委員会規則(特例特別免許状にあつては、その免許状を授与した市町村の教育委員会規則)で定める。

別表第3の規定中「特別免許状」から特例特別免許状を除く。

2. 本事業により読み替えて適用する教育職員免許法第5条第6項の規定により市町村の教育委員会が特別免許状を授与したときは、当該市町村の教育委員会は、遅滞なく、授与を受けた者の氏名及び職種並びに授与の目的、当該特別免許状に係る学校の種類及び教科その他文部科学省令で定める事項を当該市町村を包括する都道府県の教育委員会に通知しなければならない。

3. 構造改革特別区域法第9条第1項の規定により本事業の認定が取り消された場合であっても、本事業により読み替えて適用する教育職員免許法第5条第6項の規定により市町村の教育委員会が授与した特別免許状に係る授与権者及び免許管理者は、当該市町村の教育委員会とする。

同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

本特例措置を内容とする「構造改革特別区域法の一部を改正する法律案」を第159国会に提出しているところ。

1. 対応方針別表1の該当部分

番号	831
事項名	保育所と合同活動を行う場合の幼稚園の面積基準の特例
規制の特例措置の概要	既存の幼稚園・保育所の施設の一部を転用する等により、保育室の共用化の特例を適用した合同活動の実施がしやすくなるよう、823・921の特例の認定を受けて幼稚園と保育所の保育室を共用化する場合であって、教育・保育の実施上支障がない場合においては、幼稚園の園舎面積の算定方法の特例を設ける。

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

特定事業の名称	保育所と合同活動を行う場合の幼稚園の面積基準の特例													
措置区分	省令													
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	幼稚園設置基準別表第1及び別表第2													
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<p>別表第1（園舎の面積）</p> <table border="1"> <tr> <td>学級数</td> <td>1 学 級</td> <td>2 学 級 以 上</td> </tr> <tr> <td>面 積</td> <td>平方メートル 180</td> <td>平方メートル $320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$</td> </tr> </table> <p>別表第2（運動場の面積）</p> <table border="1"> <tr> <td>学級数</td> <td>2 学 級 以 下</td> <td>3 学 級 以 上</td> </tr> <tr> <td>面 積</td> <td>平方メートル $330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$</td> <td>平方メートル $400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$</td> </tr> </table>		学級数	1 学 級	2 学 級 以 上	面 積	平方メートル 180	平方メートル $320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$	学級数	2 学 級 以 下	3 学 級 以 上	面 積	平方メートル $330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$	平方メートル $400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$
学級数	1 学 級	2 学 級 以 上												
面 積	平方メートル 180	平方メートル $320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$												
学級数	2 学 級 以 下	3 学 級 以 上												
面 積	平方メートル $330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$	平方メートル $400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$												
特例措置の内容	<p>地方公共団体が、幼児数の減少または幼児が他の幼児と共に活動する機会の減少等の事情により、幼児の社会性を涵養することが困難となっていると認める地域においては、特区の認定後、幼稚園と保育所の保育室を共用化する幼稚園（823・921の特例の認定が必要）においては、幼稚園設置基準別表第1に定める園舎の面積及び別表第2に定める運動場の面積について、幼稚園と保育所との共用部分全体を含めて計算することができるものとする。</p>													
同意の要件	特になし													
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし													

1. 対応方針別表1の該当部分

番号	832
事項名	インターネット等のみを用いて授業を行う大学・大学院に係る設置基準の緩和
規制の特例措置の概要	インターネット等のみを利用することで面接授業によらずに授業を行う通信制の大学・大学院について、教育及び研究に支障がないと認められる範囲で校舎等施設に関する特例を設ける。

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

特定事業の名称	インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	大学通信教育設置基準第10条第2項 大学設置基準第36条第1項第2号から第3項まで及び第6項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	大学通信教育設置基準第10条 2 前項の校舎等の施設の面積は、別表第二のとおりとする。(別表第二 = 略) 大学設置基準 第36条 大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる施設を備えた校舎を有するものとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。 一 学長室、会議室、事務室 二 研究室、教室(講義室、演習室、実験・実習室等とする。) 三 図書館、医務室、学生自習室、学生控室 2 研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとする。 3 教室は、学科又は課程に応じ、必要な種類と数を備えるものとする。 4・5 (略) 6 夜間において授業を行う学部(以下「夜間学部」という。)を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあつては、研究室、教室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。
特例措置の内容	1. 地方公共団体の設定する構造改革特別区域において、インターネット大学の設置を促進する必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該大学の教育研究に支障がないと認められる場合に限り、大学通信教育設置基準第10条第2項に規定する校舎等施設的面積によらずに、インターネット大学等を設置することができる。この特例によって設置されたインターネット大学が、当該大学の学部等を新たに設置し、又は収容定員を変更する場合も、同様とする。 2. 地方公共団体の設定する構造改革特別区域において、インターネット大学院大学の設置を促進する必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該大学の教育研究に支障がないと認められる場合に限り、大学設置基準第36条第1項第2号及び第3号並びに第2項、第3項及び第6項に規定する施設を備えなくても、インターネット大学院大学を設置することができる。この特例によって設置されたインターネット大学院大学が、当該大学の研究科等を新たに設置し、又は収容定員を変更する場合も、同様とする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

1. 対応方針別表1の該当部分

番号	1007
事項名	行政財産である漁港施設の民間貸付けの容認
規制の特例措置の概要	漁港管理者が選定した事業者が、水産物に係る衛生管理の方法の改善等漁港施設の高度化を図る場合にあっては、当該事業者に対し行政財産である漁港施設の貸付けを可能とする。

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

特定事業の名称	特定漁港施設運営高度化推進事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	漁港漁場整備法第37条第1項 国有財産法第18条第1項 地方自治法第238条の4第1項 民法第604条 借地借家法第3条及び第4条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<p>○漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)(抜粋)</p> <p>第37条 漁港施設の所有者又は占有者は、漁港管理者の許可を受けなければ、当該施設の形質若しくは所在の場所の変更、譲渡、賃貸又は収去その他の処分をしてはならない。ただし、特定漁港漁場整備事業計画又は漁港管理規程によつてする場合は、この限りでない。</p> <p>○国有財産法(昭和23年法律第73号)(抜粋)</p> <p>第18条 行政財産は、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、信託し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができない。ただし、行政財産である土地について、その用途又は目的を妨げない限度において、国が地方公共団体若しくは政令で定める法人と一棟の建物を区分して所有するためこれらの者に当該土地を貸し付け、又は地方公共団体若しくは政令で定める法人がその経営する鉄道、道路その他政令で定める施設の用に供する場合においてこれらの者のために当該土地に地上権を設定するときは、この限りでない。</p> <p>○地方自治法(昭和22年法律第67号)(抜粋)</p> <p>第238条の4 行政財産は、次項に定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。</p> <p>○民法(明治29年法律第89号)(抜粋)</p> <p>第604条 賃貸借ノ存続期間ハ二十年ヲ超ユルコトヲ得ス若シ之ヨリ長キ期間ヲ以テ賃貸借ヲ為シタルトキハ其期間ハ之ヲ二十年ニ短縮ス</p> <p>○借地借家法(平成3年法律第90号)(抜粋)</p> <p>第3条 借地権の存続期間は、30年とする。ただし、契約でこれより長い期間を定めたときは、その期間とする。</p> <p>第4条 当事者が借地契約を更新する場合においては、その期間は、更新の日から10年(借地権の設定後の最初の更新にあっては、20年)とする。ただし、当事者がこれより長い期間を定めたときは、その期間とする。</p>

<p>特例措置の内容</p>	<p>1. 地方公共団体が、その設定する特区内の漁港(漁港漁場整備法第2条に規定する漁港であって、その取り扱う水産物の数量が一定数量以上であるものに限る。以下同じ。)において、特定漁港施設(漁獲物の処理、保蔵及び加工の用に供する施設、係留施設、輸送施設等をいう。)の運営を行う事業で当該漁港における水産物に係る衛生管理の方法の改善等の特定漁港施設の機能の高度化に資するもの(以下「特定漁港施設運営高度化推進事業」という。)のうち、当該漁港の漁港管理者(同法第25条第1項又は第2項の規定により決定された地方公共団体をいう。以下同じ。)により当該特定漁港施設運営高度化推進事業を実施するために必要な資力及び信用を有すること並びに水産物の流通の高度化に関する知識及び技術を有することという基準に適合すると認められた者(以下「事業者」という。)が実施するものを促進する必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以降は、国又は地方公共団体(これらの者の委託を受けて当該特定漁港施設の管理を行う漁港管理者を含む。以下同じ。)は、国有財産法第18条第1項又は地方自治法第238条の4第1項の規定にかかわらず、当該事業者が実施する特定漁港施設運営高度化推進事業の用に供するため、行政財産(国有財産法第3条第2項又は地方自治法第238条第3項に規定する行政財産をいう。)である特定漁港施設を当該事業者に貸し付けることができる。</p> <p>2. 上記1の規定による貸付けについては、民法第604条並びに借地借家法第3条及び第4条の規定は、適用しない。</p> <p>3. 国有財産法第21条及び第23条から第25条まで並びに地方自治法第238条の5第3項から第5項までの規定は、上記1の規定による貸付けについて準用する。</p> <p>4. 上記1の規定により国又は地方公共団体が行政財産である特定漁港施設を事業者に貸し付ける場合における漁港漁場整備法第37条第1項の規定の適用については、同項中「又は漁港管理規程によってする場合」とあるのは、「若しくは漁港管理規程によってする場合又は構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第4条第8項の規定により認定(同法第6条第1項の規定による変更の認定を含む。)を受けた場合」とする。</p> <p>5. 漁港管理者は、特定施設を貸し付ける者が上記1の基準に適合すると認めるに当たっては、公告、縦覧、意見書の提出等公正な手続に従って行われることを確保するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>6. 上記5に定めるもののほか、漁港管理者は、特定漁港施設の貸付けを受けることとなった事業者の氏名又は名称、事業の概要、事業者の選定経緯等を公表しなければならない。また、国又は地方公共団体は、特定漁港施設貸付契約において、契約解除条項、報告徴収等に関する条項等を規定しなければならない。</p>
<p>同意の要件</p>	<p>法第21条で定める所要の手續に則っていること。</p>
<p>特例措置に伴い必要となる手続き</p>	<p>特になし</p>

※本特例措置を内容とする「構造改革特別区域法の一部を改正する法律案」を第159回国会に提出しているところ。

1. 対応方針別表1の該当部分

番号	1206(1216)
事項名	NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大
規制の特例措置の概要	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業(特定事業1206)は、平成15年度中に特区としての特例措置を緩和した上で、全国的に実施することとしている。その要件のうち、使用車両については、車いすのためのリフト等特殊な設備を設けた自動車、又は回転シート等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車に限定することとしているが、新たに、特区における特例措置として、セダン型等の一般の車両の使用を認めることとする。

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

特定事業の名称	NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	道路運送法第80条第1項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない。ただし、災害のため緊急を要するとき、又は公共の福祉を確保するためやむを得ない場合であつて国土交通大臣の許可を受けたときは、この限りでない。
特例措置の内容	「福祉有償運送及び過疎地有償運送に係る道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」(平成16年3月16日付け国自旅第240号)に基づく福祉有償運送について、地方公共団体が、構造改革特別区域計画を申請し、その認定を受けた場合には、同通知に定める使用車両の限定にかかわらず、セダン型等の一般の車両を使用することができる。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

1. 対応方針別表1の該当部分

番号	1217
事項名	環境にやさしいレンタカー型カーシェアリングのための無人の貸渡しシステムの容認
規制の特例措置の概要	レンタカー型カーシェアリングについて、アイドリングストップ車等の環境に配慮した車両を使用する等、一定の公益性が認められる場合において、車両の整備・管理に支障が生じないような代替措置を講じることを前提として、無人の貸渡しシステムを認めることとする。

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

特定事業の名称	環境にやさしいレンタカー型カーシェアリングのための無人貸渡しシステム可能化事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し(レンタカー)の取扱いについて(平成7年6月13日自旅第138号)
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	貸渡自動車とその配置事務所に存するか、それ以外の事務所に一時的に存するかにかかわらず、当該配置事務所において貸渡し状況、整備状況等車両の状況を把握し、適確な管理を実施しなければならない。
特例措置の内容	地方公共団体が、自動車の使用に起因する当該地域内の環境への影響の低減を図ることを目的として、アイドリングストップ車等の環境に配慮した車両を使用したレンタカー型カーシェアリングを推進するため、構造改革特別区域計画を申請し、その認定を受けた場合には、当該区域内において実施するレンタカー型カーシェアリングに係る道路運送法第80条第2項に基づく許可の申請について、その貸渡しが無人の事務所で行われるものであっても、IT等を活用し、車両の整備・管理に支障が生じないような代替措置を講じれば、速やかに許可を行うものとする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし